

特別契約職員の就業に関する要項

平成19年3月30日	学長裁定
平成21年3月31日	一部改正
平成24年5月31日	一部改正
平成25年3月29日	一部改正
平成26年3月20日	一部改正
平成28年3月28日	一部改正
平成30年1月30日	一部改正
平成30年6月28日	一部改正
平成31年3月29日	一部改正
令和2年3月30日	一部改正
令和4年11月30日	一部改正
令和5年3月24日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学契約職員就業規則（平成16年岡大規則第13号。以下「契約職員就業規則」という。）第23条の2の規定に基づき、契約職員就業規則第3条第2号に規定する特別契約職員の就業に関し、必要な事項を定める。

(特別契約職員の種類)

第2条 特別契約職員の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 寄付金等の特別な経費に基づいて、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項第1号に規定する常勤職員に相当する職種に雇用する特別契約職員（次号に該当する者を除く。以下「特別契約職員（常勤）」という。）
- 二 大学における教育・研究戦略上学長が特に必要と認める場合に雇用する特別契約職員（以下「特別契約職員（特任）」という。）

2 特別契約職員（常勤）は、フルタイム勤務職員とし、特別契約職員（特任）は、フルタイム勤務職員又は短時間勤務職員とする。

(雇用経費)

第3条 前条第1項第1号の「寄付金等の特別な経費」とは、運営費交付金の常勤職員人件費以外の経費をいう。

(職名)

第4条 特別契約職員（常勤）の職名は、「特別契約職員」の次に職員就業規則第2条第1項第1号に掲げる相当職種の職名を付記したものとす。

2 特別契約職員（特任）の職名は、「特別契約職員」の次に職員就業規則第2条第1項

第1号に掲げる相当職種の職名及び「(特任)」を付記したものとする。

- 3 前2項の適用において、職員就業規則第2条第2項の規定に基づき職種を別に定めた場合の当該職種に対応する職名は、職員就業規則第2条第1項第1号に掲げる職名とみなす。

(契約期間)

第5条 特別契約職員の契約期間は、原則として各年度の範囲内とし、双方合意の上、5年を限度として契約を更新することができる。ただし、別に定める勤務評価を行う場合の契約期間は、次の各号に定めるとおりとすることができる。この場合、契約の末日は、原則として3月31日とする。

- 一 初回の勤務評価が実施される日が属する期間までの契約期間 1年を超えない期間
- 二 勤務評価の結果に基づく契約期間 2年を超えない期間

2 前項の規定にかかわらず、本学において過去に常勤職員のうち職員就業規則第7条第2項の規定に基づき任期を付された職員、非常勤職員、契約職員又は再雇用職員等としての在職歴を有する者を採用しようとする場合であって、直近の在職歴の退職日から採用しようとする日までに、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に定める空白期間を経過していない場合は、5年から、労働契約法第18条第2項及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令(平成24年厚生労働省令第148号)の定めにより通算されることとなる過去の在職歴における契約期間を通算した期間を減じた期間を限度として契約を更新することができる。

3 勤務評価の結果が「可」と判定された場合は契約を更新し、「不可」と判定された場合は、契約を更新しない。

4 第1項の規定による契約の更新をしないときは、少なくとも30日前までに更新しない旨を予告する。この場合において、特別契約職員が希望するときは、更新しない理由について証明書を交付する。

(5年を超える契約)

第6条 特別契約職員のうち、契約期間が5年又は前条第2項の定めにより契約更新の限度とされる期間に達する者(当該期間に達する日以後における最初の3月31日において第4項に定める年齢を超えている者(専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(平成26年法律第137号)第6条に規定する第2種特定有期雇用労働者に該当する者で、学長が認める者を除く。)を除く。)であって、別に定める要件に該当する者については、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、引き続き契約することができる。

2 前項の規定に基づく契約は、期間の定めのない雇用契約(以下「無期雇用契約」という。)とする。ただし、特に必要があると学長が認める場合には、引き続き期間を定めた雇用契約とすることができる。この場合、契約期間は2年を超えない期間とし、契約を更新することができるものとする。

3 第1項の規定により引き続き契約する場合の労働条件は、原則として直前の契約における労働条件(期間の定めに関する事項を除く。)と同一のものとする。ただし、特に

必要がある場合には、別に定めることができる。

- 4 無期雇用契約となった者（以下「無期雇用契約者」という。）の定年及び定年による退職の日は、就業規則第18条の規定を準用する。
- 5 第2項ただし書きに定める雇用契約を締結した特別契約職員（以下「5年超え有期雇用契約者」という。）の契約期間の末日は、就業規則第18条に定める年齢に達する日以後における最初の3月31日以前（以下「更新上限日」という。）でなければならない。
- 6 5年超え有期雇用契約者が、労働契約法第18条第1項に定める期間の定めのない雇用契約の締結の申込みをする場合の手続きは別に定める。

（退職）

第7条 特別契約職員が次の各号の一に該当した場合には、退職するものとする。

- 一 契約期間が満了した場合
- 二 退職を願い出て学長から承認された場合
- 三 引き続き常勤職員又は非常勤職員となる場合
- 四 無期雇用契約者が定年に達した場合
- 五 正当な理由なく引き続き14日以上勤務を欠いた場合
- 六 職員就業規則第15条第1項に定める休職の期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 七 死亡した場合

（解雇）

第8条 特別契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇するものとする。

- 一 勤務成績が著しく不良又は職員としての能力を著しく欠くと認められる場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- 三 従事している業務を廃止し、又は縮小する必要性が生じた場合
- 四 従事している業務に係る経費の受け入れが終了し、又は削減され、当該業務を縮小する必要性が生じた場合
- 五 配属されている組織を廃止又は縮小する必要性が生じた場合

（再雇用）

第8条の2 無期雇用契約者のうち年齢60年に達した日以後、第7条第2号及び第4号の規定により退職した者又は5年超え有期雇用契約者のうち年齢60年に達した日以後、第6条第5項に規定する更新上限日に退職した者あるいは第7条第1号の規定により退職した者が、引き続き勤務することを希望した場合は、採用（以下「再雇用」という。）するものとする。

- 2 特別契約職員の再雇用は、対象職員の意向を考慮して行うものとする。
- 3 第1項の規定により再雇用する者（以下「再雇用特別契約職員」という。）の契約期間の末日は、再雇用の日以降における最初の3月31日までとする。

- 4 再雇用特別契約職員には、試用期間を設けないものとする。
- 5 再雇用及び次項の規定による契約期間の更新をする場合には、労働条件を明らかにした労働条件通知書を交付するものとする。
- 6 再雇用特別契約職員の契約期間は、別に定める勤務評価を実施したうえで、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 7 契約期間の更新をしない場合は、少なくとも30日前までに更新しない旨を予告する。この場合において、再雇用特別契約職員が希望するときは、更新しない理由について証明書を交付する。
- 8 第2項又は第6項の規定により、再雇用又は再雇用の契約期間の更新（以下「再雇用等」という。）をする場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならない。
- 9 前項の同意は、原則として書面をもって行うものとするが、再雇用等前の適切な時期に行う意向調査等、何らかの形で職員が、再雇用等を希望する旨を確認することができる場合は、同意の書面に代えることができる。
- 10 第3項及び第6項の契約期間については、その末日は、再雇用等された特別契約職員が年齢65年に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならない。

（勤務時間）

第9条 特別契約職員の勤務時間は、契約職員就業規則第12条の規定を適用する。

- 2 前項の規定により定められた勤務時間が、1日6時間を超えることとなる場合は、常勤職員の例に準じて休憩時間を置くものとする。

（休暇）

第10条 特別契約職員の病気休暇、特別休暇及び年次有給休暇は、常勤職員の例に準じて取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）における年次有給休暇の日数は、契約職員就業規則第14条第2項の規定を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のリフレッシュ休暇の日数は、契約職員就業規則第14条第3項の規定を適用する。

（特別契約職員（常勤）の給与）

第11条 特別契約職員（常勤）の給与は、原則として常勤職員の例に準じた方法により決定する。ただし、予算上の都合により、調整することができるものとする。

- 2 特別契約職員（常勤）には、常勤職員の例に準じて諸手当（期末手当及び勤勉手当を含む。）を支給するものとする。
- 3 特別契約職員（常勤）には、昇格及び昇給は行わないものとする。ただし、岡山大学病院において、職員就業規則第2条第1項第1号ハに規定する医療職員に相当する職種に雇用する者については、常勤職員の例に準じて昇給させることができる。

（特別契約職員（特任）の給与）

第12条 特別契約職員（特任）の給与に関する取扱いは、国立大学法人岡山大学有期年俸制適用職員給与要項（平成28年3月28日学長裁定）に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学の運営上必要な場合は、別の取扱いをすることができるものとする。

3 前項による場合の給与は、その者の学歴、免許・資格、雇用条件（担当業務の内容・程度、勤務時間数等）等に基づき、他の職員との均衡を考慮の上、予算の範囲内で、月額給与として決定する。

4 前項により給与を決定された者には、前項に定める月額給与以外に、常勤職員の例に準じて通勤手当を支給するものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 勤務1時間当たりの給与額は、第11条第1項又は第12条第3項で定めた給与額を155で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、第12条第3項で定めた給与額を、155にその者の1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た数で除した額とする。

（職員就業規則の準用）

第14条 前条までに規定するもののほか、特別契約職員には、職員就業規則第4条から第10条まで（第7条第1項ただし書きの規定を除く。）、第15条から第18条まで（第16条第1項の規定を除く。）、第23条から第31条まで（第23条第1項の規定を除く。）、第33条から第40条まで、第42条から第43条まで、第45条から第78条（第65条第1項第5号の規定を除く。）までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、特別契約職員（特任）には、職員就業規則第28条及び第29条第2項の規定は準用しない。

3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員には、職員就業規則第39条及び第53条第1項の規定は準用しない。

（この要項により難しい場合の措置）

第15条 特別の事情によりこの要項により難しい場合又はこの要項によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

2 特別契約職員（常勤）の雇用に関する要項（平成17年6月1日制定。以下「旧要項」という。）は、廃止する。

3 この要項の施行の際現に旧要項の規定により雇用されている特別契約職員（常勤）は、この要項の規定により雇用されたものとみなす。

4 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、特別契約職員（常勤）に対する給与の支給に当たっては、国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年岡大規則第14号）附則第15項から第21項までの規定を準用するものとする。ただし、給与の決定に当たり第11条第1項ただし書きの規定により調整を行った職員に

については、この限りではない。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日の前日から引き続き在職する特別契約職員の契約期間及び更新に関する事項については、なお従前の例によるものとする。ただし、双方合意の上で、施行日以降の最初の契約更新時から、新たに採用されたものとして改正後の特別契約職員の就業に関する要項の規定を適用することができる。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。